

## 7・5 船員保険

船員保険は、平成 22(2010)年 1 月、雇用・労災保険が陸の一般制度に統合され、一般の制度を上回る部分等については新船員保険として全国健康保険協会により運営されている。当協会は、新船員保険の事業を検討するため、船員保険法第 6 条に基づき設置された「船員保険協議会」に参画し、船主意見の反映に努めている。

平成 23(2011)年の船員保険事業における特記事項としては、同年 3 月に発生した東日本大震災に関連し、船員保険の加入船舶所有者および被保険者に対し、「保険料の納付期限延長または免除」、「受診時の一部負担金の支払猶予」、「船員保険被災者専用フリーコールの設置」等の措置が講じられたことが挙げられる。